

春のおたより 市内の桜スポット

桜開花の季節には、毎年お花見にでかける方も多いのではないのでしょうか。

市内のおすすめ桜スポットの一部をご紹介しますので、散策に足をのばしてみませんか。

桜スポットについて詳しくはこちら▼



砂川堀周辺では桜のトンネルを歩いているような感覚を味わうことができます。



#みずほ台中央公園



#第2運動公園



#砂川堀周辺



山崎公園では桜をはじめ、ポピーやハナショウブ、ヒガンバナなど春から秋にかけてさまざまな花が公園を彩ります。



#富士見江川浴い(山崎公園北側)



#山崎公園

市公式Instagram

市公式インスタグラム「ちなみに富士見！」では、誰かとシェアしたくなるような〈ちなみに!〉情報を、写真とともにお届けしています。

📍シティプロモーション課
☎049-256-7894

ハッシュタグ

フォローはこちら▼

#ちなみに富士見

の投稿で地域の魅力をシェアしませんか。



令和8年4月1日から 自転車へ交通反則通告制度が導入されます

4月1日から、自転車の交通違反に対して、青切符(交通反則通告制度)が導入されます。
対象は16歳以上(運転免許の有無は関係なし)です。

警察からの指導警告に従わないときや交通事故につながる危険な運転行為をしたときなど、悪質・危険な違反には反則金が課される場合があります。

☎協働推進課 ☎049-252-7121



【青切符(交通反則通告制度)とは】
一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

青切符適用の対象となる反則行為と反則金額(一例)

携帯電話使用等(保持) 12,000円	信号無視(赤色等) 6,000円	指定場所一時不停止等 5,000円	並進禁止違反 3,000円
-----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

通行区分違反(右側通行等)

車道が原則、左側を通行
6,000円

pick up! 「普通自転車」が歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のときは歩道を通行できます(歩行者優先)。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができる」とされているとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、一定の身体障がいのある方が運転するとき
- 車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するために、歩道通行がやむを得ないと認められるとき

上記のほかに青切符適用の対象となる反則行為(表は一例)

反則行為	反則金の額
遮断踏切立入り	7,000円
横断歩行者等妨害等	6,000円
手を離れた運転等(安全運転義務違反)	6,000円
傘差し運転(公安委員会遵守事項違反)	5,000円
イヤホン等の使用運転(公安委員会遵守事項違反) ※安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる場合を除く	5,000円
無灯火	5,000円
自転車制動装置不良(ブレーキ無し)	5,000円
二人乗り等(軽車両乗車積載制限違反)	3,000円

Point! 自転車の基本的な交通ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末・年度初めに 市役所臨時土曜開庁を行います

通常の休日開庁課に加え、**高齢者福祉課・障がい福祉課・水道課・学校教育課**も開庁します(通常の土曜開庁と業務時間延長は、P23をご覧ください)。

【臨時開庁日】

3月28日(土)

4月4日(土)

いずれも午前8時30分～午後5時15分

■ 臨時開庁課一覧

開庁課(市外局番049)	主な取扱業務
市民課 市民係 ☎252-7110 戸籍係 ☎252-7111 マイナンバーカード交付係 管理係 ☎252-7109	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動の届出(転入、転出、転居など) 特別永住者証明書交付に関する手続き 戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など) 印鑑登録に関する手続き 住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 ※広域交付の戸籍証明書などは発行できません。 マイナンバーカードの申請、住所変更などの手続き マイナンバーカードの交付(午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分) パスポートの交付(午前9時～午後4時30分) ※申請はできません。
保険年金課 健康保険係 ☎252-7112 国保税係 ☎252-7113 後期高齢者医療係 ☎252-7114	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) 後期高齢者医療保険料の納付・納付相談 国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など) 国民健康保険税に関する相談・申告の受付
税務課 諸税係 ☎252-7115 市民税係 ☎252-7116 家屋係 ☎252-7117 土地係 ☎257-6436	<ul style="list-style-type: none"> 課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 原付バイクなどの登録・廃車 市民税、固定資産税に関する相談
収税課 管理グループ ☎252-7118 徴収・処分グループ ☎252-7119	<ul style="list-style-type: none"> 税の納付・納税相談 口座振替納付の申請受付(市税、国民健康保険税) 納税証明書の発行
子育て支援課 ☎252-7104	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付 児童手当、児童扶養手当の申請受付
保育課 保育係 ☎252-7105 放課後児童係 ☎252-7136	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付・納付相談
高齢者福祉課 介護保険係 ☎252-7107 高齢者支援係 ☎252-7108	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の届出(取得・喪失など) 要介護認定の申請受付 介護保険料の納付・納付相談 高齢者向けサービスの申請受付・相談
障がい福祉課 給付係 ☎257-6114 相談支援係 ☎252-7106	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 ※療育手帳の申請は、後日面談が必要な場合があります。 自立支援医療(精神通院)、重度心身障害者医療費の申請受付
学校教育課 ☎☎626	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転居に伴う学校関係の手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます) ※相談内容によっては、後日面談が必要な場合があります。
水道課 (水道お客様センター) ☎252-7123 ☎252-7124	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の納付 転入時の使用開始、転出時の使用中止の受付 ※受付場所：水道お客様センター

※詳しい業務内容は、市ホームページをご覧ください。
 ※ほかの市区町村などへ確認が必要な場合は、手続きや証明書などの交付ができないことがあります。
 詳しくは事前にお問い合わせください。





申請期限は4月16日まで

児童手当(多子加算)の申請をお忘れなく

平成16年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育している方へ

児童手当支給対象(平成20年4月2日以降生まれ)の子どもがいる方は、次に該当する場合、申請が必要です。

詳しくはこちら▶



☎子育て支援課 ☎049-252-7104

申請が必要な方

平成16年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育し、次のいずれかに該当する方



- 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの子どもを4月以降も経済的な負担をす
る方(進学・就職問わず)
※平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの子どもが
いる方には、3月上旬までにお知らせを送付します。
- 平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもが22歳
の年度末よりも前に卒業する方(大学生年代で短期大学や専
門学校などに通う方)
※事前に令和8年3月卒業の申し出があった方には、3月上旬
までにお知らせを送付します。

申請期限 4月16日(木)(必着)

※申請期限を過ぎると、「申請した翌月分」からの適用となるため、支給額が本来より少なくなる可能性があります。



多子加算対象となる大学生年代の子どもが受給者の養育から離れるときや大学などの退学時は、事由の発生した日の翌日から数えて15日以内に申請が必要です。

申請が遅れた、または申請しなかったことで手当の過払いが生じた場合、**支給額を返還**していただく可能性がありますのでご注意ください。



電子版広報『富士見』

広報『富士見』は市ホームページのほか、市区町村の広報紙を記事ごとにデータ化したサイト「マイ広報紙」や、スマートフォンなどのアプリケーション「マチイロ」および「カタログポケット」で電子版を閲覧できます。

また、「カタログポケット」では、多言語(10か国語)に対応しています。
☎秘書広報課 ☎049-256-9535

詳しくはこちら▶



やさしい日本語表記

こほろ『ふじみ』は、しホームページ、ほかの
こほろ紙も 見える ウェブサイト「マイ広報
こほろ紙」や、スマートフォンなどの アプリケーショ
ン「マチイロ」と「カタログポケット」で 電
子版を 見ることが できます。また、「カ
タログポケット」は ほかの国のことばに 対応
しています。

※日本語を母語としない外国籍の方に配慮した表現



オンラインで転出届が提出できます

■ 転出自治体への来庁が原則不要に

マイナポータルで富士見市から転出する手続きを行った場合、市役所や出張所への来庁が原則不要になります。

※転入先自治体の窓口(対面)での手続きは必要です。

詳しくはこちら▶



利用できる方

マイナンバーカード(電子証明書が有効なもの)をお持ちの方で、市外(国外を除く)に転出する方
※本人のほか、同一世帯の方の手続きも可能です。

利用できる期間

新住所に住み始める30日前から住み始めた日以後10日以内

☎市民課 ☎049-252-7110



マイナンバーPRキャラクター
「マイナちゃん」

使用料・手数料の改定

各公共施設の使用料および証明書などの手数料を4月1日から改定します。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

■ 各公共施設の使用料

公共施設マネジメント課
☎049-257-5637

詳しくは
こちら▶



※利用については各施設にお問い合わせください。

■ 証明書などの手数料

財政課 ☎049-257-5163

※証明書の発行などについては各
担当課にお問い合わせください。

詳しくは
こちら▶



マイナンバーカードをお持ちの方へ 証明書の発行はコンビニ交付が便利でお得です

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機
(多機能端末機)で、住民票の写しなどの証明書を取得できます。

詳しくは
こちら▶



コンビニ交付サービスの証明書発行手数料を 100円減額しています(令和9年3月31日まで)

種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	令和8年3月まで 1通100円 (窓口では200円)	本人、同一世帯の方
印鑑登録証明書	令和8年4月から 1通200円 (窓口では300円)	本人(印鑑登録している方)
戸籍の附票の写し	1通200円 (窓口では300円)	本人、同一戸籍の方 (富士見市に本籍のある方)
戸籍(全部・個人事項)証明書	1通350円 (窓口では450円)	

利用できる方

有効期限内の利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方
※市外在住で本籍地が富士見市の方も戸籍の証明が取得できます(マルチコピー機などでの事前登録が必要、利用できるまで5~7開庁日ほどかかります)。

利用可能時間

午前6時30分～午後11時
※メンテナンス時を除く(メンテナンス日程は市ホームページでお知らせします)

利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどで、マルチコピー機を設置している店舗

☎049-252-7110

以下の証明書は、コンビニ交付では取得できません

- ・転出者や死亡者の除かれた住民票(除票)
- ・同一世帯に転出予定の方がいる住民票
- ・マイナンバー入りの住民票
- ・発行制限を受けている方の住民票
- ・除籍、改製原戸籍

マルチコピー機の操作方法

①メニュー選択

▶行政サービス→証明書交付サービスを選択



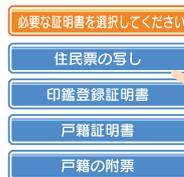
②マイナンバーカード読取り

▶4桁の暗証番号を入力



③必要な証明書を選択

▶必要部数などを入力



④発行手数料支払い

▶発行手数料をマルチコピー機で支払い



※利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合や、暗証番号(利用者証明用電子証明書用)を3回連続で間違えた場合は利用できません。